

子育て支援策の日加比較

永瀬 伸子

■要約

カナダでは2歳以下の児童を持つ母親の就業率が6割を超えるまでに劇的に上昇、仕事と家庭の両立問題は大きい課題になってきている。子育て支援策としては、比較的充実した17歳までの児童手当、約1年間に延びた雇用保険からの出産・親給付などがある。日本と比較すると、比較的不安定な雇用者も出産・親給付を受けられること、児童手当が低所得者に厚く、収入による支給段差が少ないと参考となる。一方で、2歳児の4割が定期的な有償ケアを受けているが、個人託児が主で税控除以上の補助に欠ける点は懸念されている。児童給付、保育政策、育児休業制度について、夫婦の就業状況の差を含め、日本と比較した。

■キーワード

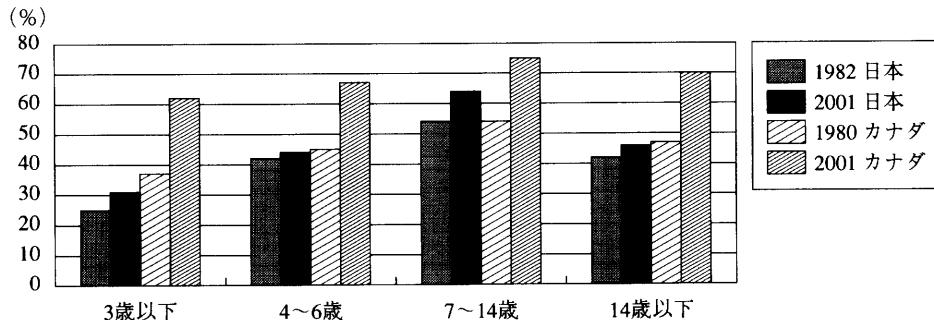
児童手当、保育制度、カナダ、育児休業制度、仕事と家庭の両立、女性の就業

本稿の目的はカナダの子育てと就業の両立支援政策を検討し日本と比較することにある。カナダでは幼い子どもを持つ母親の継続就業が急速に広まっており、このため政策課題が日本とは異なる点もあるが示唆も多い。また両国の比較は日本の政策の特徴をより明らかにもするだろう。第1節では子どものいる世帯の母親の就業状況と変化を見る。第2節では、就業中の子どものケアはカナダではどうなされているのか、父親の参加、託児の実態、その評価等について紹介する。第3節では、カナダの子育て支援策を記述し、日本と比較する。児童給付、雇用保険からの出産・親給付、保育政策(保育費用の税額控除を含む)、その他の政策を取り上げる。第4節はまとめである。2001年6月に行われた加日社会政策研究円卓会議におけるDuxbury教授の講演にも言及しつつ、日本への示唆を述べる¹⁾。

I カナダと日本の子育て世帯：母親の就業状態

カナダの母親は幼い子どもの有無にかかわらず、驚くほど多くが仕事に就いている。図1のとおり、1980年当時はカナダも日本の母親とさほど変わらなかった。当時2歳以下の子を持つカナダ女性の労働力率は37%にすぎなかった。しかし20年間に62%へと劇的に増大する。日本では現在でも末子年齢が低いほど母親の労働力率は大きく下がり、末子3歳以下と学齢とでは31%と64%、つまり30%ポイントの差がある。一方、カナダでは2歳以下の子どもを持つ母親の労働力率も62%であり、学齢児の親の75%と比べて格差は10%強と小さい。

カナダでは一人親世帯の増加という変化も見られる。過去10年間で4/3倍に増加、6歳未満児がいる世帯のうち、一人親世帯の割合は14%である。



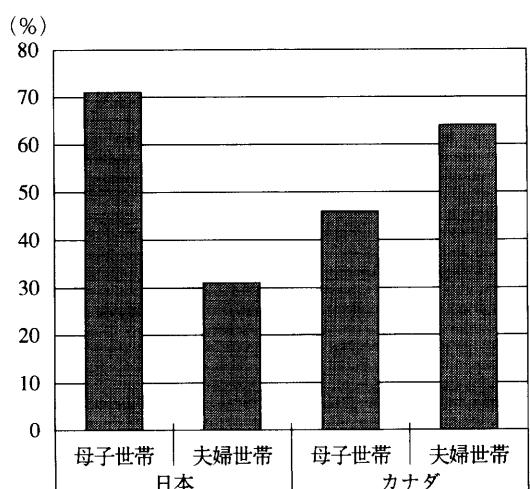
注：日本のデータは1982年は総務省『就業構造基本調査』、2001年は総務省『労働力特別調査』である。カナダはStatistics Canada Labor Force Surveyからである。カナダの分類は、2歳以下、3~5歳、6~15歳、15歳以下と日本の分類と若干ずれがある。日本は核家族の妻の労働力率である。

図1 幼い子どもを持つ母親の労働力率の変化：日加比較

興味深いのが母子世帯と夫婦世帯の母親の労働力の差である。図2には2歳以下の子どものいる母親の労働力率を示した。日本では母子世帯の母親の労働力率は71%であり夫婦世帯の母親の31%を大きく超える。一方カナダでは母子世帯の46%に対して逆に夫婦世帯の母親の労働力率の方が

64%と高い。カナダもかつては夫婦世帯の母親の労働力率の方が低かったが(1976年に、15歳以下の子どものいる母子世帯48.3%に対して夫婦世帯の妻38.4%)、1984年ごろを境に逆転した。母子世帯をより脆弱な世帯と見るとすれば、かつては、より脆弱な世帯の母親が仕事を持ったが、現在のカナダではより脆弱な世帯の母親が仕事を持たない。この間、母親が仕事を持つことが、カナダでは当たり前のこと、あるいはどちらかというと望ましいことに変わったのではないかと推察する。

日本では母親が仕事を持たないことが貧困と結び付けられることは少ない。一方カナダでは、母親の就業中の子どもの well-beingへの関心が高まっているとはいえ、実態として母親が仕事を持っているかどうかが世帯の稼得所得に大きい差を生む。National Longitudinal Survey of Children and Youth (NLSCY)、1994年調査を集計したLefebvre and Merrigan (1998)によれば、4~5歳児のいる世帯について、有子夫婦世帯の所得平均は母親が有業の場合64000ドル、無業かパート就業の場合は46000ドルであった(構成割合としては後者の方が少ない)。また母親が有業の母子世帯で26000ドル、無業かパートの母子世帯では15000ドルである。つまり母親が仕事を持たないことが世帯の



注：日本の母子世帯は1997年『就業構造基本調査』、夫婦世帯は2001年『労働力特別調査』である。カナダはStatistics Canada Labor Force Survey。日本の夫婦世帯は3歳以下の子どもの分類である。

図2 2歳以下の子どものいる母親の労働力率
母子世帯と夫婦世帯の日加比較

所得低下に強く結び付いている。カナダでは女性の労働力率と学歴は大きい正の関係を持っており、仕事を持つということは、持てるということでもあるのだろう。一方日本では幼い子どもを持つ仕事を持つ母親は依然として少数派である。

なお25～44歳層を見ると、カナダでは女性の労働力率が大きく上がる一方、壮年期についても男性の労働力率が落ちる傾向がある。女性の労働力率が1980年の57.8%から2001年の75.3%にと大きく増える一方で、男性の労働力率は1980年の90.1%から2001年に85.9%に低下している。日本では、女性の労働力率は上昇したが、男性の労働力率が下がるというほどの大きい変化は起きていない。

II 幼い子どものケア

1. 父親と育児

末子が2歳以下でも母親の6割が働くカナダでは、子どもはだれがどのようにケアしているのだろう。Kobayashi(1999)、小林(2000)は、6歳未満児のいる世帯について、日本とカナダの生活時間比較を日記調査から比較したが、子どもと風呂に入る、子どもと遊ぶといった程度の参加である日本男性に比べて、カナダ人男性は炊事、掃除、子どもの着替えなどの家事への参加が高いことを指摘している。小林はまたカナダの生活時間調査であるGeneral Social Survey Cycle 7(1992)と日本の総務省「社会生活基本調査」(1997)とを比較、6歳未満児のいる30～39歳層のカナダ男性と日本男性を比べると、育児・家事時間が日本男性19分、カナダ男性2時間13分と大きい差があること、さらに子どもがいる世帯といない世帯を比べると、日本では、子どもの存在は女性の賃金労働時間を減らすが男性の賃金労働時間はむしろ伸ばすのに対して、カナダでは男女ともに子どもの存在が賃金労働時間を減らすことを見いだしている(30～39歳

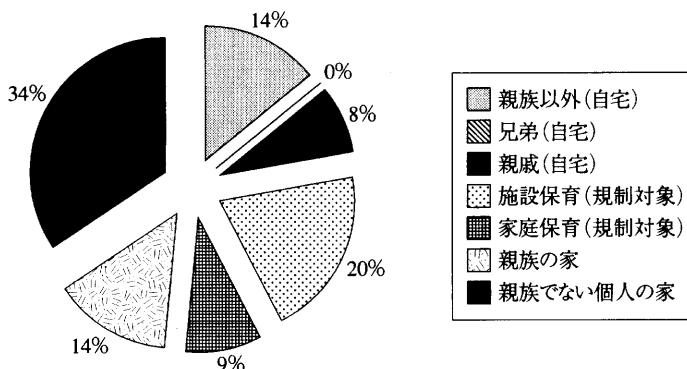
層の男性を挙げると日本では労働時間が7時間40分へ22分増加、逆にカナダでは、5時間15分へと6分とわずかだが減少する)。

2. 親以外からのケア

親以外からはどのようなケアを受けているのだろうか。non-parental care を有償で定期的な親以外からのケア(週10時間以上、年8カ月以上)と定義した上で Norris, Brink and Mosher(1999)は、1994年のNLSCYを用いて0歳児では24%が、1、2歳児では44%が、3歳児では43%がこうした有償ケアを定期的に受けているとする。就学年齢に達するとともに有償ケアを受ける割合は低下、6歳児で32%、9歳児で27%、11歳児で13%である。つまりカナダでは父親の育児参加も多いが、加えて0～5歳児をまとめればその40%、6～11歳児では27%が有償ケアを受けている。母親がフルタイム就業の場合、親以外のケアを利用する者は67.8%、パートでは51.5%であるとしている。

ではどんなケアを受けているのだろうか。図3は0～5歳児で見た保育の内訳であるが、個人的で規制もほとんどない「他人の家庭に預ける」、あるいは自宅にベビーシッターとして来てもらうといった保育がカナダの主流である。場所別に見ると、自宅に来もらうが22%、保育園が20%、個人宅が57%である。親族でない個人による、規制なしの託児が48%を占め、うち個人の家での保育が34%、自宅での出張保育が14%である。

なぜ個人的な託児が多いのだろうか。一つは価格の問題があると考えられる。Norris, Brink and Mosher(1999)は、1996年の施設保育の平均価格は月間0歳児で458ドル、2歳児で424ドル、3歳児で392ドル、4歳以上で309ドルといった調べを示している。表1から他の保育形態の価格と比較すれば、施設保育が最も高価、出張保育が次いで高価、個人託児が最も安価である。保育者の資質という点では、施設保育の場合、保育者の平均学歴



出所：Norris, Brink and Mosher (1999) より作成 (NLSCY1994による)

図3 カナダの保育利用の構成 (0~5歳児)
定期的に親以外の有償ケアを受けている者の内訳

表1 カナダの多様な保育:その特性

	出張保育	家庭保育	施設保育	家庭保育(規制対象)
保育者の年収平均	8700 ドル	10400 ドル	18500 ドル	15600 ドル
親が支払う保育料の平均	3700 ドル	3000 ドル	N.A.	3200 ドル
保育者が未婚である割合	54 %	18 %	37 %	11 %
保育者が高卒免状を持つ割合	77 %	86 %	85 %	85 %
保育者が専門学校卒である割合	28 %	33 %	48 %	36 %
平均子供数	2.3 人	3.5 人	N.A.	4.9 人

出所：Beach, Bertrand and Cleveland (1998) 他, Norris, Brink and Mosher (1999) より転載

が一番高いが、それでも年収は150万円程度と極めて低賃金である。出張保育は子ども対保育者比率が最も高いが、保育者の年収は70万円程度、自宅保育も年収80万円程度である。比較的低学歴の者の仕事になっている面が否めない。

両親の学歴と所得階層が高いほど子どもが親以外からのケアを受ける割合が高い。5歳以下の子どもを持つ世帯で、所得階層第1五分位では23.8%、所得階層第5五分位では51.8%が親以外のケアを使っているとNorrisらは示している。また保育の種類を見ると、高所得の第5五分位で一番利用が多いのが個人託児(規制対象外)で3割強、次いで出張保育、施設保育(それぞれ約2割)である。逆に施設保育の利用が多いのは、低所得世

帯である。低所得層(第1五分位)の利用者の3割が施設保育利用、続いて個人託児(規制対象外)、親族ケア(それぞれ2割弱)であるとする。

幼い子どもの保育に施設保育と並行して家庭保育が活用されている国に、北欧、フランスなどもあるが、カナダはこれらの国に比べてもさらに非公式の家庭託児に偏った国といえるだろう。低所得層のみが保育料の軽減等を受けられるため、施設ケアの利用者は一人親世帯、低所得世帯、高校を終了していない母親、極めて若い母親、高い保育料を払うことが可能な職業が確立した40歳以上の母親とNorrisらは指摘している。

ちなみに有業の母親の子どもの保育状況を日本について国立社会保障人口問題研究所「第11回

出生動向基本調査』から集計した結果が表2である。これはカナダの結果と直接比較はできない。その理由はまず第1子が1歳になるまでと低年齢なこと、子どもの保育の担い手の主なもの3つまでの選択であり、排他的な選択肢となっていないこと、親のみのケアを受けている子どもも集計に含まれること、定期的でない無償ケア者も集計に含まれることなどである。ただし全般の傾向は分かり、有業者に限っても、認可保育園の利用が2割、同居親族の利用が2割、別居親族の利用が2割強であり、個人の家での託児が全体の2%と極めて限られているのがカナダと対比できる日本の特徴といえる。

人口全体で見て、カナダでは0歳児の24%が親以外の定期的なケアを受けていたが日本ではどうか。親以外の保育者を挙げた者の割合を92~97年の第1子出産者について無業者をも含め集計すると、全体の43.1%が親以外のケアを挙げた(ただし定期的なケアに限らない回答である)。同居の祖父母を除くと28.5%が、さらに別居の祖父母

も除くと0歳児を持つ母親の7.4%が親以外のケアを挙げた。カナダでは、0~5歳児についてであるが、親族以外のケアが8割を占めていた。これに対して日本では0歳と年齢は低いので直接比較はできないが、親族ケアがほとんどであった。なお就業者に限ればすでに述べたように認可保育園の利用が親族ケアとならんで重要という点がカナダと対比できる。

3. 母親の就業と子どもの発達への影響

カナダでは子どもの育ちが母親の急速な労働力化によって大きく変わりつつあるため、それが子どもにどういう影響を与えるのか、またどういう保育が望ましいのかが大きい関心事になりつつある。Lefebvre and Merrigan (1998)は、母親の就業が子どもの発達にどのような影響を与えるのか、NLSCYを用いて発達指標および行動指標と母親の就業の影響を計量分析し、結論として、4~5歳児の知能発達と母親の就業に直接の関連はなかったとしている。また4~11歳児のいくつかの問題行動等に対して母親の就業が有意に悪影響を与えていたが、他の世帯属性の影響(母親や父親の学歴、子ど�数や性別、出生順位、離婚家庭であることや一人親であること、福祉受給世帯であること)などに比べれば影響は相対的に小さかったとしている。しかし何歳から託児されたのか、どのような託児形態であったかなどは分析されていない。カナダでは規制対象外のケアがほとんどであることから、ケアの実態も明らかではない。故にさらに今後もそうした点を明らかにすることに关心が高まっている。

III カナダの子育て支援策:日本との比較

カナダの子育て支援策には、児童給付、雇用保険からの出産・親休業給付、保育政策(保育費用の税額控除を含む)、その他の政策がある。この

表2 日本における有業の母親の第1子1歳時点の主なケア者(3つまで選択)

	第1子を92~97年に出産した有業の母親	
	正社員	有業者
自分	99.4%	99.2%
夫	24.7%	30.7%
同居の祖父母	20.9%	23.1%
別居の祖父母	20.9%	25.8%
その他の親族	5.7%	4.5%
認可保育園	22.2%	17.8%
企業内保育園	3.8%	2.3%
その他保育施設	3.8%	2.3%
個人家庭保育やベビーシッターなど	1.9%	1.9%
育児休業	38.9%	23.1%
サンプル数	158	264

注:同居の妻の親、夫の親、別居の妻の親、夫の親と4つに分かれて設問が設定されているが、集計上合わせて表示してある。

出所:永瀬(2001)

順番により多くの世帯に影響を与えていているのではないかと私は考える。以下その政策を日本と比較しつつ紹介する。

1. Canada Child Tax Benefit (CCTB 児童給付)

カナダの児童給付の沿革については都村(1999)が詳しいが、その後さらに拡充がなされている。1998年7月に従前の Child Tax Benefit に替わり、CCTB が施行された。18歳未満の子どものいる世帯が対象の非課税の所得制限つき給付であり、子どものいる世帯の 80 % が給付を受けている。給付の所得制限は 1998 年から段階的に緩和されており、2004 年には子どものいる世帯の 90 % が支給を受ける予定である。給付は、2001 年 7 月現在では、基本給付 (CTB) が最高で子ども 1 人あたり年間 1117 ドル (3 人目以降 78 ドル増し)、加えて National Child Benefit Supplement (NCBS) が 1255 ドルである。7歳未満の子どもがいる世帯には補足給付があり子ども 1 人あたり 221 ドルが加わる (ただし保育料の税控除を受けている者は控除された額の 25 % 分は 221 ドルから減額される)。給

付は家計の税引き後の所得が 21744 ドル以下までは全額給付がされる。これ以上の世帯では所得に応じて段階的に減額され、子ども 1 人の場合、税引き後所得が 32000 ドルを超えると NCBS は支給停止、77600 ドルを超えると基本給付 (CTB) も支給停止となる。全額給付であれば、年間 1 人目に 2372 ドル、2 人目に 2172 ドル、3 人目以上に 2175 ドルが給付されている。給付水準は生計費指数に連動して見直しがされる (カナダの平均世帯収入は 1995 年に 54600 ドルである)。

1999 ~ 2000 年の給付総額は 60 億ドルを超え、6 歳未満児に対する補足給付は 2.9 億ドルである。子どものいる世帯の経済負担を軽減し拡充するための基本政策となっている。

表 3 は児童手当を日本の児童に対する給付と比較したものである。日本の児童手当は 2000 年の対象年齢の引き上げ、2001 年の所得制限の緩和と、この数年に拡充が進み、就学前の子どもの 85 % が対象となったとされる。ただしカナダと比較するとカナダは 17 歳まで支給されるのに対して、日本は 6 歳と期間が短いことが一つ大きい差である。またカナダでは、低所得層に厚く (子ども 1 人年間

表 3 児童への給付の日加比較 (1 年間あたり円換算), 2001 年現在

所得制限の 所得基準例		カナダ		日本		
		児童給付 (CCTB) の額		児童手当	母子世帯への 児童扶養手当	
		17 歳以下 1 人	17 歳以下 2 人	未就学 1 人	17 歳以下 1 人	17 歳以下 2 人
カナダ CCTB 全額支給	<=175.8 万円	186,196	356,698	60,000	508,440	568,440
日本母子世帯一部支給	204.8 万円	157,342	303,889	60,000	340,200	399,000
日本母子世帯支給停止	300 万円	76,538	153,075	60,000	0	340,200
カナダの平均世帯所得	430 万円	47,100	94,200	60,000	0	0
カナダ CCTB 子ども 1 人なら支給停止	609 万円	0	15,694	60,000	0	0
日本児童手当支給停止	780 万円	0	0	0	0	0

注: 所得制限と給付額については簡易表から計算した大まかな数字である。1 カナダドル 78.5 円で円換算したが実質の購買力よりは低い円換算となっているかもしれない。日本の児童手当支給停止の 780 万円は扶養者 3 人の勤労者世帯の例であって自営世帯では 596 万 3000 円から停止される。日本の児童扶養手当の支給停止基準等は母と子ども 1 人の世帯の例である。

19万円程度)支給されるが、日本は夫婦世帯であれば、低所得世帯だろうと中所得世帯であろうと1人年間6万円と一律であり、中間所得層以下ではカナダと比べ金額が貧弱であり、逆に年収400万円くらいからはより厚くなっている。所得制限について、カナダでは所得上昇とともになだらかに給付が減額されるが、日本は所得一定額まで一律給付、一定額以上はゼロ給付という大きい段差があることがこの差を生んでいる。この段差は就業調整行動を起こしやすいなど制度設計として問題と言えよう。なお母子世帯に対する児童扶養手当は日本は高いが、これも年収300万円で突然ゼロになる2段階の階段となっている。ただし、よりなだらかな段差とする見直し案が現在出されている。

2. 雇用保険からの出産給付、親休業給付

雇用保険からの給付には、出産給付(maternal benefit)と親給付(parental benefit)がある。日本との差は、利用度合いと利用のしやすさの差である。表4に出産者数に占める給付者数の日加比較を示した。カナダは約半数が給付を受けている。一方日本でも平成10年に出産した女性雇用者の育休取得割合は56%だが(『女性雇用管理調査』)、しかし出産そのものに占める利用の割合は実に4%に過ぎない。

カナダの雇用保険の出産給付は1971年に創設され、親給付は1990年に創設されたことから、表4のとおり、給付期間は90年代に伸びており、2000年末の制度変化から2001年にはまた一段伸びると予想される。

カナダの制度が使いやすいのは、この給付は通常週の収入が40%以上減少した場合に申請し受けることができ、受給資格を得るために過去1年間に600時間分の雇用保険加入があれば十分であることがあると考える。出産給付は予定日の8週前から予定日または出産日の17週後までの間に15週分受け取ることができる。親給付は新生児および養子を迎えるにつき35週まで受けとることができる。出産後1年以内であれば、期間を分けての給付も、夫婦で分けて(あるいは同時に)も可能である。2000年12月31日に拡充がなされ、25週の給付(産休15週分、親休暇10週分)が50週の給付へ(産休15週分、親休暇が35週分)と伸びた。また従前は休暇中に収入がある分だけ給付が引き下げられたが、週の給付額の25%か週50ドルまでは稼得しても給付は引き下げられないことになった。資格時間も700時間が600時間と得やすくされた。

なお子どもがいる低所得世帯であって(世帯所得25921ドル未満)、CCTBを受けている世帯が雇

表4 育児休業給付等の利用の日加比較

	カナダ：産休および親給付			日本：育児休業制度	
	出産者にしめる適用者の割合(%)	給付期間(週)	週あたり額(ドル)	出産者にしめる適用者の割合*(%)	1人当たり給付額平均(万円)
1980	35.8	13.6	269	—	
1990	51.9	13.8	287	—	
1995	45.7	26.3	288	2.8	20.2
1996	48.3	25.0	284	3.1	37.5
1997	51.1	24.0	277	3.5	39.6
1998	48.7	24.5	277	3.8	40.8
1999				4.2	42.2

* 日本は出産者にしめる育児休業にかかる厚生年金保険料免除者数から利用者を推計また雇用保険年報から育児休業給付と職場復帰付金の和を初回受給者数で割って1人当たり給付金額を推計

出所: Statistics Canada(1999), 日本の一部は『女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会』(2001)

用保険給付を受ければ、低所得者のための家族補足給付がさらに加わる。

1999～2000年に17.6万人の母親が産休給付を、17.1万人の両親が親給付を受け、給付総額は、1999～2000年で雇用保険の出産給付が7.2億ドル、親給付が4.7億ドルであった。

なおカナダの労働基準法では、17週の出産休暇、37週の親休暇(計52週まで)を無給の休暇として定めており、従業員は4週間前に書面で通知することで、休暇をとることができる。

3. 保育政策：Child Care Expense Deduction (保育費用税額控除)と保育料の減額

カナダの保育政策は日本と比べると貧弱であり、州ごとに多様で規制等も異なっている。小出(1997)は、カナダの保育園は米国ほどチェーン店化はしていないが、営利型が全国平均で30%を占め、非営利型も大半が民間設置、自治体による開設は、ケベック州とオンタリオ州のみであり、カナダの国政選挙で保育が争点の一つともなったと紹介している。保育者の資格基準も職員の一部が要件を満たせばよい州がほとんどであって、日本よりも基準が低いが、児童数に対する職員配置は日本よりも多い場合が多く、小規模園が多いとしている。

保育政策として、低所得者、若年、一人親世帯などを中心に公立保育また非営利組織の施設保育利用の保育料の一部または全額免除(Canada Assistance Plan)があり、費用負担は政府と州とが2分の1ずつであるが、枠は州や自治体政府が設定するために、水準差があり足りていない。中間所得層はこの恩恵が受けられず、低所得層は、助成枠の空き待ちをしていることが指摘されている。

もう一つの政策が保育費用の税額控除である。1971年に導入され、1998年には7歳未満児の税額控除が5000ドルから7000ドルに、7～16歳児は3000ドルから4000ドルに増額された。障害児を持つ場合は加えて最高10000ドルまで税額控除が可

能である。控除される対象費目はかなり幅広く、保育園や、ベビーシッターへの支払いにとどまらず、夏のキャンプ、全寮制学校、ケアサービスを提供する教育機関の支払いなども含まれる点は一つの特徴だろう。これらは所得の低い方の親からの税額控除の対象となるが、控除額は親の所得の3分の2を超えることはできない。1999～2000年に総額4.3億ドルの税額控除が行われている。ただし問題は、低所得層には恩恵がないということである。

日本では認可保育園入園児童に対しては全国共通の制度があり、国基準では原則として保育所の運営費の半分は公費負担である。また親から徴収する保育料にも親の所得によって国基準が示されており、実徴収額は市町村レベルで差があるが、国基準より高くなることはない。つまり保育政策はカナダよりはるかに充実している。ただし認可保育園に入れない場合、他の保育手段に対しては、保育費用控除等の制度はない。その上、需要に対応して柔軟に認可保育園枠が増えていないことの問題は大きく、多様性への配慮には欠けている。

4. その他の地域に根差した子育て支援施策

1999年にカナダ政府は州政府や自治体とともにNational Children's Agenda(NCA)の政策立案をはじめ、2000年9月にはカナダ政府は6歳未満児の発達支援、子どものいる世帯の支援のために、The Early Childhood Development Agreementを発表、6歳未満児童を対象としたサービスやプログラムを拡大することに合意し、5年間で総額22億ドル規模の予算を確保した。目的は子どもの可能性を広げ、子どもの健康と安全を確保し、子どもが学ぶ意欲を持て、コミュニティの中で子どもとその家族が育つことを支援することとしている。

その中で取り上げられているプログラムについてそのいくつかを紹介する。(なお日本でも様々な試みがはじまっているが、ここでは取り上げない。)

(1) Community Action Program For Children

低所得層、10歳代の親、社会行動上の問題や感情障害を持つ親、虐待された親などリスクの高い世帯を対象に、コミュニティが、親になるワークショップ、カウンセリング、家庭訪問、おもちゃ貸し出し図書館、家族資源センター、コミュニティキッチンなどを提供するプログラムである。参加者は親やボランティアなどである。利用者には15000ドル以下の年間所得階層や、一人親世帯、高卒ドロップアウトも多い。1999～2000年の予算は5.9億ドルであり、499箇所で開催された。

(2) Nobody's Perfect

6歳未満の子どもに対する親支援、親教育のプログラムであり、若い親、一人親、社会的にあるいは地理的に隔絶された親、低所得の親、低学歴の親などが対象である。6～8週のグループ活動、読みやすい無料の本の提供などが内容で、親の参加は自由で無料である。1999～2000年は子どもケアセンターや学校、民族センター等1000箇所以上で開催された。7000人近くのコミュニティ・ワーカー、親と保健婦が指導者として訓練されている。1999～2000年の連邦政府のみ(自治体持分を除く)の予算は16000ドルである。

カナダの子ども支援の特徴は、地域の力、ボランティア精神にある(小出、1999)とするが、そうした側面が垣間見られる。

IV おわりにかえて

日本とカナダの子育て支援策の比較をまとめるこにしよう。

まず児童給付は、カナダでは18歳未満の子どものいる世帯の経済状況を均等化するための給付として大きい役割を果たしているのに対して、日本の場合は、2000年以降に充実されてきたが依然低額かつ一律であって期間も6歳までと短い。代

わりに日本では企業の年功賃金や企業の扶養手当など、生活給的な賃金体系が実質的な育児負担への配慮となってきたのだろう。しかし企業規模間の差が大きく、年功カーブの度合いは子ども数と無関係、さらに非正規就業も増大しており、企業任せでは子育て世帯に重くのしかかる経済負担は緩和されない状況になっている。低所得層に傾斜して児童手当を18歳未満まで国が給付するカナダの制度は参考になる点が多い。

次に雇用保険からの親休業給付を比較すると、日本の制度は対象が限定されていることがより明確となった。日本では0歳児のいる妻の労働率は23% (総務省「就業構造基本調査」、1997年) であるが、育児休業をとる者は出産者の4%にすぎず、労働率と休業給付支給者との間に大きいギャップがある。これに対してカナダは就業女性が6割程度、給付を受け取っている女性が5割程度でありギャップは小さい。日本の利用が少ないのはそもそも離職者が多いことが一番の原因である。加えて労働力に占める自営世帯が相対的に多いこともある。しかしう一つの大きい要因は日本の制度が非正規社員を実質的に除外していることがあると考える。カナダの制度では過去1年間に600時間以上働き雇用保険に加入していて、かつ週の収入が40%未満に落ちれば給付対象になるから、比較的の不安定な雇用者も対象に含まれやすく申請もしやすい。一方、日本の育児休業給付は、自分から雇用保険に申請するだけでは給付は受けられない。非正社員等であれば企業が育児休業制度の対象から除外していることが多く、給付は受けられないから、脆弱な雇用者に保障がない。

カナダに比べて制度の充実がはるかに高いのは日本の保育制度である。国の財政支出基準が明確、保育料の軽減も全国基準があり、監督もしっかりされている。保育者の平均学歴や資質もより高いと推察される。ただし都心部を中心に特に低年齢児保育が不足しているにもかかわらず需要に

見合って供給が十分に増えていないのも事実である。また認可保育園以外の手段に対する税額控除などの制度がないことも一つ問題だろう。また「近隣で預け合う」といったスタイルは日本に極めて不足しており、施設保育に入らなければあとは親族保育しかない。近隣での預け合いは、増加を期待したい保育のあり方もある。

以上が制度と実態の比較のまとめだが、両国には基本的な大きい社会状況の差がある。カナダでは幼い子どもの有無にかかわらず母親が仕事を持ち続けることが一般的な家族のあり方になってきており、父親の家事・育児分担も広範で日常的なものとなっている。これに対して日本では女性の平均学歴の増加とともに、結婚遅延、出産遅延が増えているものの、出産前後には母親が無業となるケースが依然多数を占め、男性の家事育児負担は極めて低い。背景には労働市場の差もあるだろう。カナダでは労働時間の長短によって日本ほど大きく賃金が落ちない。その結果女性の学歴や期待就業年数の上昇とともに、就業継続行動が直接に増えたのではないかと考える。これに対して日本では、労働時間を短くしようとすれば正社員にはとどまらない。非正社員は賃金水準が低くまた仕事の継続が将来賃金の見通しをあまり引き上げないから育児中に継続するメリットは薄い。かといって正社員のまま育児と共に働きを両立するのはかなり時間的に窮屈である。それで結果として、今日でも出産期の母親の育児専業が多いのだろうと考える。しかしこれが一方で男性の家事育児参加の低さを、他方で専業主婦の育児不安や孤立、大きい負担感を生み出している。

このように全般の状況には大きい差があるが、Duxbury教授の講演による家庭役割と仕事役割との交錯の中での葛藤の内容は日本でも馴染みのあるものだった。仕事と家庭の両立の難しさが家族のきずなや夫婦関係、親子関係に影響し、満足感を下げ、さらに仕事能率や仕事モラルにも影響す

るとする。また良い職業人の神話、すなわち良い職業人は仕事に深くコミットし、プライベートを仕事に持ち込まない者だという職場の暗黙の常識、一方で母親役割に対する期待が、仕事と家庭の両立を難しくし、葛藤を増やしていることを指摘する。Duxbury教授は、1991年当時と比べて、カナダでは仕事の負担感を感じる者が増え、また仕事が家庭生活を脅かしていると感じる者も増え、さらに家族責任が仕事に悪い影響を与えると感じる者も増えていることを指摘している。両立のための制度ができただけでは不十分で、そうした制度を利用するために不利に扱われると思わずには済むような環境、上司の理解が必要、残業を拒否する権利の法制化が必要といったDuxbury教授の指摘は、日本にも全く適用できる。ただし違いがあるとすれば、企業が雇用者の生産性を上げるための大きい課題として仕事と家庭の両立問題を本格的に検討しだしているという報告であった。カナダでは仕事と家庭の両立の問題が女性のみの縁辺化された問題ではなく、企業の生産性問題として企業に取り上げられる段階に入ったのだろう。

注

- 1) 本稿の基礎となった研究に対して加日社会政策研究円卓会議と連携して実施された厚生科学研究費補助金(政策科学推進研究事業(H12-政策004))から研究助成を受けた。記して謝意を表したい。

参考文献

- 小出まみ 1997「カナダの保育」『諸外国における保育の現状と課題』世界文化社 pp. 212-224
 小林ペバリー 2000「家事・育児労働を日本人とカナ大人で比較する」大沢真智子、石井久子、永瀬伸子『働き方を変えて、暮らし方を変えよう』東京女性財団 pp. 174-175 『女性のライフスタイルの変化等に対応した年齢の在り方にに関する検討会報告書』(2001)
 都村敦子 1999「児童給付」城戸喜子・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障カナダ』東京大学出版会 pp. 165-191
 永瀬伸子 2001「女性の就業継続と育児休業制度」厚生科学政策科学推進研究事業(主任研究者高橋重郷)『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化

- の見通しに関する研究』 pp. 280–293
- Duxbury, Linda. 2000. "Work-Life Balance in Canada, Making the Case for Change." カナダ日本社会政策会議発表論文(於関西学院大学)
- Kobayashi, Beverly. 1999. Japanese Time Use on Housework and Child Care—With Comparison to Canadian Time Use—.(修士論文、お茶の水女子大学)
- Lefebvre and Merrigan. 1998. "Family Background, Family Income, Maternal Work and Child Development." Applied Research Branch Strategic Policy Human Resources Development Canada W-98-12E.
- Norris, Christina, Satya Brink, and Patricia Mosher. 1999. "Measuring Non-Parental Care in the NLSCY: Content and Process Issues." Applied Research Branch Strategic Policy Human Resources Development Canada T-00-1E.
- Statistics Canada. 1999. "Employment Insurance Support to Families with New Borns." *The Daily* Oct. 25.
- Statistics Canada. 2002. "Women in Canada: Work Chapter Updates." Catalogue No.89F0133XIE.
- Report on Government of Canada Activities and Expenditures 2000–2001.
- このほか政策や制度の詳細についてはカナダ政府のインターネットの公式頁を参照した。

謝辞: カナダの育児休業制度を調べるにあたって Sherri Torjman 氏から貴重な資料の提供を受けた。残る誤りは筆者のものである。
(ながせ・のぶこ お茶の水女子大学助教授)